

軽自動車税（種別割）の減免申請受け付けのお知らせ

身体障がい者などが所有もしくは使用する軽自動車などについて、軽自動車税（種別割）の減免制度があります。
※自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません。



▼手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 運転免許証（対象車両を運転する方のもの）
- 車検があるものは自動車検査証（軽二輪については軽自動車届出済証）
- 軽自動車税（種別割）納税通知書

※納めないでください。
障がい者の方の利用のために改造されたものは、写真など構造がわかるもの

▼申請受付期間

5月中旬に町が発行する軽自動車税（種別割）納税通知書を受け取られてから、納期限5月31日（金）までになります。納期限を過ぎてからの申請は受けられませんのでご注意ください。

問い合わせ・申し込み先

税務課 町民税係
☎68・2211（内線204・205）

▶対象および範囲

区分	軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者
身体障害者	18歳以上	本人
	18歳未満	生計を一にする方または常時介護する方
戦傷病者	本人	本人
知的障害者	本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方
精神障害者		

- 対象車両は全て身体障がい者などの通学、通院、通所もしくは仕事のために使用するものに限りません。
- 障がい者を常時介護する方が軽自動車などを運転する場合は、障がい者本人が所有する場合に限ります。
- 自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは、減免を受けることができません。
- 障がい者の方の利用のために改造された軽自動車などは、利用する方の障がいの程度によらず減免の対象となります。
- ※自動車税・自動車取得税の減免については、土浦県税事務所稲敷支所 ☎029・892・6111へお問い合わせください。

新築マイホーム取得助成金

最大55万円を助成

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を助成しています。

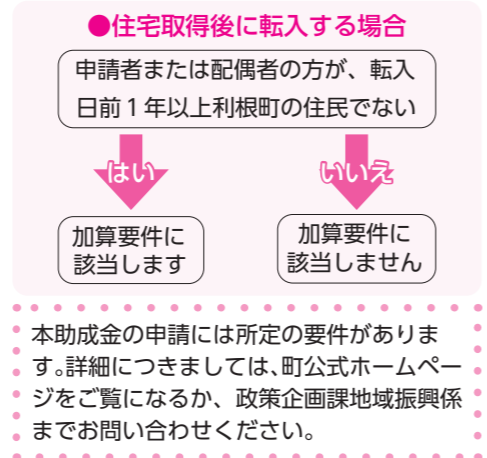
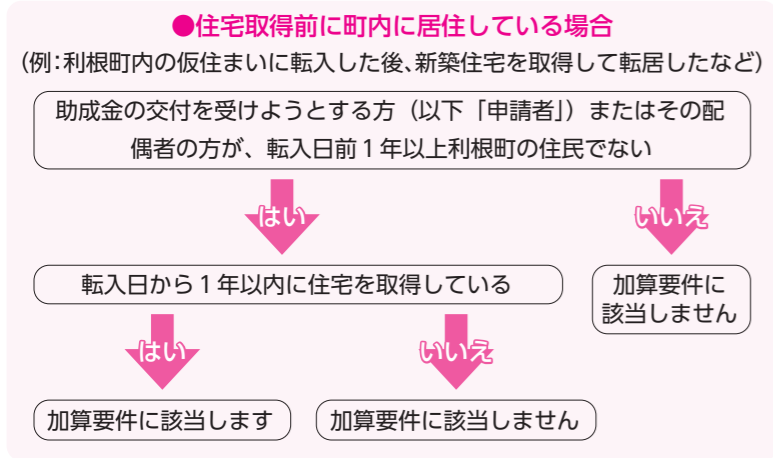
令和6年度新築マイホーム取得助成金のご案内

- ▼申請期限 住宅取得に伴う登記の日から1年以内
- ▼申請締め切り日 10月31日（木）
- ▼助成金額 25万円

※左記加算事由に該当する場合、それぞれ助成金に加算します。（助成金の交付は、同一申請者（同居人も含む）に対して1回限りとなります。）

加算要件	加算金額
中学生以下の子どもと同居する世帯	5万円／1人（上限15万円）
転入世帯※	10万円
テレワークにより勤務を行う転入世帯	5万円

※下記フロー図参照



▶問い合わせ先 政策企画課 地域振興係 ☎68-2211（内線333）
Email: chiiki@town.tone.lg.jp

令和6年度および令和7年度の後期高齢者医療保険料率が決定されましたので、お知らせいたします。

令和6・7年度	保険料	均等割額	47,500円
		所得割率	令和6年度 9.00% または 9.66% 令和7年度 9.66%

※総所得金額などから基礎控除額を引いた金額が58万円以下の方は9%、58万円を超える方は9.66%となります。
令和6年度の賦課限度額（上限）は73万円、令和7年度は80万円です。（令和5年度は66万円）
令和6年度新たに75歳に到達する方は80万円となります。

【令和6年度】

①均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	7割
43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+（29.5万円×世帯の被保険者数）以下の世帯	5割
43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+（54.5万円×世帯の被保険者数）以下の世帯	2割

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

②加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が加入後2年間に限って5割軽減され、所得割額の負担はありません。

▶問い合わせ先

- ・保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213
- ・保険料の納付について 保険年金課 後期医療係 ☎68-2211（内線175）

後期高齢者医療保険料について

障害の区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害	1級～4級の各級	特別項症から第4項症までの各級
聴覚障害	2級および3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいがある場合に限る。）	特別項症から第2項症までの各級（喉頭摘出による音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいがある場合に限る。）
上肢不自由	1級および2級	特別項症から第3項症までの各級
下肢不自由	障がいのある方が運転する場合	特別項症から第6項症までの各級および第1款症から第3款症までの各級
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級
体幹不自由	障がいのある方が運転する場合	特別項症から第6項症までの各級および第1款症から第3款症までの各級
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	特別項症から第3項症までの各級
	移動機能	
心臓機能障害	1級および3級	特別項症から第3項症までの各級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこうまたは直腸の機能障害		
小腸の機能障害		
免疫機能障害	1級～3級の各級	
肝臓機能障害		
療育手帳	「㊦」または「A」	
精神障害者保健福祉手帳	1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・医療福祉受給者証（マル福）をお持ちの方 ・障がいの治療のため通院されている方	